2004年1月30日(平成16年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾裕夫

下水道使用料の収納事務実施に当たってのコンピュータ結合について(答申)

2004年(平成16年)1月19日付けで諮問(第122号)された、下水道 使用料の収納事務実施に当たってのコンピュータ結合について、次のとおり答申し ます。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第17条第2項の規定によるコンピュータ 結合の必要性があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ結合の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、現在、下水道使用料(以下「使用料」という。)の徴収事務を神奈川県企業庁水道局(以下「水道局」という。)に事務委託をして行っているが、事務委託の対象となる使用料は、平成15年4月1日以降に水道局が行った量水器の点検に係る使用料を対象としているため、平成15年3月以前の点検に係る使用料については、引き続き本市が徴収事務を行っている。

平成15年3月以前の点検に係る使用料で、現在滞納となっているものについては、市の収納窓口や藤沢市指定金融機関等の本・支店等で納付書等により収納しているが、一方で、水道局に事務委託後の上下水道料金は、コンビニエンスストアで支払ができることから、本市に対しても、滞納分の使用料の支払いにあたり、場所や時間の制約の少ないコンビニエンスストアでの支払を求める声が多く寄せられるようになった。こうした状況を受け、本市では、滞納分

の使用料について、使用者の利便性と収納の向上を図るため、現在行っている 藤沢市指定金融機関等での収納に加え、平成16年4月以降コンビニエンスス トアでの収納を予定し、検討してきた。

コンビニエンスストアでの収納の実施に当たっては、収納確認を行うため収納情報の取得が必要となるため、本市と収納取りまとめ業者とコンピュータ結合をすることが必要となる。

(2) 結合する必要性について

収納取りまとめ業者から送信される収納情報(バーコード情報・収納店舗名・収納日時)に基づき収納を確認し、収納台帳の消し込みを行うことになる。 使用者からの支払状況の問い合わせや相談、滞納整理や催告書の発送等の業務 に対応するためには、より迅速な収納情報の取得が必要となるため、最も効率 的に実施する方法としてコンピュータ結合をする必要がある。

また、コンビニエンスストアとの個別契約を行う場合は、個々とのコンピュータ結合及びそれぞれ異なる収納システム等への対応が必要となるが、個人情報のセキュリティ管理の強化、事務の簡素化を図るため、収納取りまとめ業者1社との契約とする。なお、収納取りまとめ業者の選定に当たっては、個人情報の保護を図るための仕様を設定した上で、実績のある業者から指名競争入札を行う。また、藤沢市個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる。

(3) 結合する個人情報の項目 市が使用者に送付したバーコード情報、収納店舗名、収納日時

(4) システムの安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、パスワードにより担当する職員以外の者のアクセスを防止する。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ結合について認めるものである。

(1) コンピュータ結合の必要性

場所や時間の制約の少ないコンビニエンスストアで収納を行うことにより、 使用者の利便性と収納の向上を図るうえで、コンピュータの結合をする必要性 は認められる。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守するとともに、パスワードにより担当する職員以外の者のアクセスを防止することから、個人情報の保護が図られていると認められる。ただし、コンビニ

エンスストア各社に対しても、藤沢市個人情報の保護に関する条例の罰則規定が適用されるような契約内容とすべきである。

以 上